## 【主要課題】

# Ⅱ 安心して暮らせる生活環境の確保

【施策課題】

は、重点事業

I 健康に関する危機管理を行う

【施策項目】

1 健康危機管理体制の充実

【事業名等】

- (1) 健康危機管理対策本部活動の充実
- (2) 自然災害時の保健医療対策の充実
- (3) 災害時医療救護体制の構築と安全安心のまちづくり事業
- (4) 災害時におけるペットの保護
- (5) 衛生試験検査の実施
- 2 感染症対策の充実
  - (1) 感染症事務
  - (2) 感染症対策事業
  - (3) 結核予防事務
  - (4) 結核予防対策事務
- 3 食中毒対策の充実
  - (1) 食中毒対策事業の整備

## 【施策課題】

## Ⅱ 安全な衛生環境を確保する

## 【施策項目】

1 営業施設等の衛生環境の確保

## 【事業名等】

- -(1) 食品営業者への指導の実施
- (2) 特定給食施設等指導事務
- (3) 健康食品等の表示の適正化指導の充実
- -(4) 薬事監視事務
- (5) 毒物劇物販売業者の登録、監視指導事務
- (6) 医療監視事務
- -(7) 環境衛生指導事務(監視指導事務)

# 2 安全な生活環境の確保

- (1) 食品衛生に関する情報提供と意見交換
- -(2) 環境衛生指導事務(生活衛生に関する事務)
- (3) そ族昆虫等駆除対策事業
- (4) 動物愛護普及事務
- (5) 薬物乱用防止活動費の助成事務
- (6) 有害物質を含有する家庭用品検査の実施

# 健康に関する危機管理を行う

### 1 健康危機管理体制の充実

食中毒、感染症、毒物劇物、医薬品、飲料水その他何らかの原因により区民の生命と健康の安全を脅かす事態を「健康危機」といいます。この「健康危機」が発生し、または発生するおそれがある場合に、健康被害の発生予防、治療、拡大防止を図ることを「健康危機管理」といいます。

区は、区民の生命と健康の安全確保に万全を期するため、平成15年4月1日に「練馬区健康危機管理対策基本指針」を策定しました。

今後も引き続き、健康危機の発生予防に努め、発生時には、迅速かつ効果的な対応を とり、区民の貴重な生命と安全を守り、健康被害の拡大防止を行うことが求められてい ます。

また、自然災害発生時の保健医療対策に関しては、東京での大規模震災発生の危険が 高まっており、平成16年の新潟県中越地震等を教訓とした災害医療および医療救護対策 の早急な見直しが必要となっています。

### 「現状と課題〕

食中毒、感染症、飲料水などの健康危機事例が少なからず発生している社会状況のなか、厚生労働省(当時の厚生省)では、平成12年に、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を示しています。そのなかで保健所の運営に関する基本的事項として、地域の区民のための健康危機管理の拠点としての保健所の機能強化を図ることとしており、練馬区保健所では、都と区の役割分担等のなかで、発生防止対策としての、発生動向調査や監視業務等を実施するとともに、練馬区健康危機管理マニュアルを作成し、発生時の対策としての組織体制の確保、関係機関との連携および実働・図上訓練等を実施していますが、今後も更なる取組みが求められています。

保健所の役割は、区民に対する医療サービスや保健サービスを提供することが日常的な業務ですが、監視等業務を通じて健康危機の発生を未然に防止すること、また、健康危機が発生した場合には、その規模を把握し地域にある医療機関などと協力のうえ、被害者の医療の確保、原因の究明、健康被害の拡大防止、あるいは被害区民に対する心のケア、障害児・小児・高齢者等の健康被害弱者対策も主体的役割として担うことが求められています。

これまで培ってきた、発生時に備えた準備、発生時の対応、被害者の回復措置の更なる検証と実践が課題であり、取り組んでいく必要があります。

さらに、近年食品や環境、日常家庭用品などの安全性への関心が高まり、これに対応 して検査技術が進歩し、試験検査方法は、より複雑化・高度化し、検査機器の精密化が 進んでいます。また、安全基準に関しても、従来測定が困難であった微量の有害物質が 測定項目として追加されるようになりました。

このため、区では衛生試験所における細菌検査や理化学検査の体制を充実してきましたが、一層の信頼性確保のための精度管理と新しい測定項目への対応が求められています。

一方、自然災害、特に大規模地震に起因する健康危機に対しては、練馬区地域防災計画に基づき練馬区保健所は練馬区災害対策本部医療衛生部として活動します。平成17年度に医療衛生部 (練馬区保健所) として「医療衛生部災害対策マニュアル」を作成しました。今後は、このマニュアルをより実践的なものとしていく必要があります。

また、平成17年7月に開院した順天堂練馬病院と、日大練馬光が丘病院はともに都の災害拠点病院および区の後方医療機関に位置づけられることとなり、その機能を最大限に生かす災害時の医療救護体制の構築が求められています。

### 〔施策の方向〕

### (1) 健康危機管理対策本部活動の充実

平成15年4月に策定した「練馬区健康危機管理対策基本指針」に基づき、助役を本部長、教育長を副本部長、練馬区保健所長を事務局長、関係する部長を構成員とした「練馬区健康危機管理対策本部」を設置しました。同時に、同本部には練馬区保健所保健管理課長を幹事会事務局長とし、健康危機発生事態への対応に関係する課長で構成した「幹事会」も設置されています。

あわせて、自然災害を除いた健康危機のうち、被害発生規模が大きい、原因が推定できない、または複数の要因が考えられる、マニュアルのない突発的な事故などの不測の事態に対応するため、「練馬区健康危機管理対策基本指針」に基づいた「練馬区健康危機管理マニュアル」を作成しました。

引き続き、実働訓練や図上訓練などを通して健康危機発生事例を検証し、見直しを図りながら充実していきます。

#### (2) 自然災害発生時の保健医療対策の充実

自然災害に起因する健康危機が発生し、練馬区地域防災計画に基づく練馬区災害対策本部が設置された場合は、練馬区保健所は練馬区災害対策本部医療衛生部として活動します。

平成17年度に医療衛生部(練馬区保健所)は、災害発生時に行うべき基本手順を示した「医療衛生部災害対策マニュアル」を作成しました。

引き続き、危機管理室、その他の関係機関と連携しながら実働訓練や図上訓練などを 通して見直しを行って、災害時の行動マニュアルをより実践的なものとしていきます。

#### (3) 災害時医療救護体制の構築と安全安心のまちづくり

また、東京での大規模震災発生の危険が高まっており、新潟県中越地震等を教訓とした災害時医療対策の早急な見直しが必要となっていることから、区が誘致した2つの大学病院の日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院を核とした災害時医療救護体制と安全安心のまちづくりについて調査するとともに、大学病院、区医師会などの関係団体や関係機関との協議検討により災害時医療救護体制を構築していきます。

### (4) 災害時におけるペットの保護

大震災などの災害時に残されたペットを保護するため、獣医師会などとの協力体制を 確立し、ペットの保護に必要な用地や機材等をあらかじめ確保して災害時に備えます。

#### (5) 衛生試験検査の実施

私たちの日常生活に欠かせない水や食品、家庭用品等には、安全を確保するために基準が定められています。区では、これらの基準を満たしているかどうか、常時監視と試験検査の結果をもとに指導を行っています。適切な指導を行うため、試験検査には高い精度や検査過程の信頼性が求められています。

## ① 精度管理の強化

### ア 内部精度管理調査

衛生試験所の内部で、検査手順を定め、検査過程を常に記録し、検査結果の信頼性 を確保します。

## イ 外部精度管理調査

国などの精度管理調査に積極的に参加し、衛生試験所の検査技術について外部の評価を受けることにより、検査精度を確保します。

### 2 感染症対策の充実

公衆衛生の向上や医療技術の開発により、痘そう(天然痘)やポリオ(小児まひ)をはじめとする多くの感染症が克服されてきました。しかし、エイズや腸管出血性大腸菌(O157等)感染症などの新たな感染症の発生や、結核のように根絶間じかと考えられていた感染症が再び増加傾向にあり、感染症対策は21世紀においても揺るがせにできない課題です。このような状況を踏まえて、これまでの患者隔離を中心とした伝染病予防法から、感染症の発生予防、拡大予防を中心とした事前対応型の新しい法律「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)が平成11年4月から施行されました。また、海外での SARS (重症急性呼吸器症候群)の集団発生を踏まえ、感染症へのより適切な対応や、動物由来感染症への対応を強化するため、平成15年11月に感染症法が改正されました。

区は、予防接種などにより、感染症の発生予防体制を充実するとともに、感染症法の新しい枠組みに合わせて感染症の発生時に迅速に対応できるよう、関係機関との連携強化を図ります。

### [現状と課題]

感染症法では、医療機関から保健所に患者発生の届出を義務付けている感染症の種類を定めています。その数は80数種類に及びますが、これらをさらにその感染力と発病した場合の重篤度により一類から五類まで5つに類型化しています。一類感染症は最も感染力が強く、入院治療が必要な疾病で、SARSやエボラ出血熱などの新興感染症が含まれています。現在のところ国内での発生はありませんが、国内に持ち込まれた場合を想定した対策がなされています。

二類感染症は、コレラや細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスなどです。練馬区では、年間数件の発生がありますが、海外からの持ち帰り例がほとんどです。患者発生の届出により、速やかに患者の病状を調査し、必要に応じて入院を勧告します。同時に患者接触者の健康診断、感染源の調査を行い、二次感染の予防措置を行います。三類感染症は、腸管出血性大腸菌(O157等)感染症です。飲食物を介して集団発生を起こすため、患者発生の届出により、患者が飲食物を直接取り扱う業務に従事している場合は、治癒するまで就業制限を行います。四類感染症はウエストナイル熱や高病原性鳥インフルエンザ、レジオネラ症などです。人から人への感染はありませんが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となります。

五類感染症は、インフルエンザや感染症胃腸炎、麻しんなど流行状況を把握し、必要に応じて調査し、対策を講じる必要がある感染症です。また、五類感染症には、エイズや性感染症など患者個人へ直接働きかける必要はないが、発生状況を分析し、区民へより効果的な予防、普及啓発の活動を行う必要がある疾病も含まれています。区では、これらの情報を発信する体制を整備していきます。

これらの感染症が、集団発生した場合には、東京都や医療機関、検査機関等と緊密な連携をもとに、患者等の理解と協力を求めながら、拡大防止に努める必要があります。 区では、感染症の集団発生を健康危機のひとつの形態としてとらえ、健康危機管理体制を整備していきます。

結核については、国は平成11年7月に結核緊急事態宣言を行いました。この宣言は、結核の減少が鈍化し、増加傾向に転じたことや、医療機関や施設内での集団感染の多発や結核治療薬に耐性のある結核患者の増加等により、結核を再興感染症として認識し、対策を強化するためです。

また、平成17年4月結核予防法の一部改正により、ツベルクリン反応検査の廃止、服薬管理を中心とした患者の療養支援等の推進の強化が図られてきました。練馬区では、結核の罹患率の低下傾向の鈍化や、高齢者やハイリスク者等の結核患者の増加に対する対策を強化していきます。

予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種として、一類疾病(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎)と、結核予防法に基づくBCGを行っています。これらはいずれも、接種対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないという努力義務が課されています。

また、平成13年の予防接種法の一部改正により、二類疾病として高齢者インフルエンザが追加されました。二類疾病の予防接種の対象者については、努力義務が課されていません。

#### 〔施策の方向〕

#### (1) 感染症事務

感染症法により、届出が義務付けられている感染症について医療機関から保健所へ届 出がなされます。これらの届出情報をもとに、流行状況を把握し、区民への予防活動の ための情報提供を行います。感染症発生時には感染症の発生原因を突き止め、感染の拡 大を防ぐ必要があります。地域で集団発生があった場合は、迅速な対応を行います。

また、予防接種は個人が予防接種を受けていることにより個人が感染症に罹患することを防ぐだけでなく、感染症の流行が抑えられています。予防接種の副反応情報を収集し、安全に予防接種が受けられる体制を強化します。

## (2) 感染症対策事業(性感染症・結核・エイズ)

エイズ検査に合わせて性感染症検査を実施しています。検査と相談を充実させることにより、感染症の拡大防止を図ります。

#### (3) 結核予防事務

練馬区でも高齢者の結核が増えています。高齢者に対する結核予防の普及啓発に加え、

高齢者施設への普及啓発を図ります。

# (4) 結核予防対策事業

4ヶ月児健診実施時にBCG接種を実施し、結核の発症予防を図っています。未接種者のフォロー体制を強化し、接種率の向上を図ります。

また、医療機関が行う服薬支援DOTS(直接監視下短期化学療法)と連携をとりながら、地域における療養の支援を行い、治療の徹底を強化します。さらに、接触者の定期健康診断の受診率の向上を図ります。

### 3 食中毒対策の充実

近年ノロウイルスによる食中毒事件が増加し、平成16年の東京都の統計では件数・患者数ともに第一位となりました。ノロウイルス感染は食品媒介以外でも起こることから、集団発生時の調査は感染症を所管する課と共同で行います。原因追求および被害拡大防止のための措置を迅速に行うには、関係部署の協力体制のさらなる充実が求められます。また、食品の安全を確保するためには、生産から消費まで一貫した衛生管理が求められます。消費者が果たすべき役割もある中、従来の食品衛生行政は食品等事業者に対する対策に重点が置かれていました。家庭を原因とした食中毒の発生もあることから、消費段階での衛生管理も重要な視点のひとつです。

#### [現状と課題]

平成15年から、練馬区健康危機管理マニュアル(食中毒編)を作成し対応しています。 一方、感染症も疑われる場合の調査については、現在感染症を所管する課と共同でマニュアル化を進めている段階です。重複しての調査を防止して情報の共有化を図り、協力体制を確立することが課題です。

また、食中毒が発生した場合の検査は、現在、練馬区衛生試験所では実施しておらず、 すべて東京都健康安全研究センターに委託していますが、中毒事件等調査処理要綱(東 京都)では、原因物質および食品が確定した後の検査で可能なものについては、区の検 査機関で実施することが求められています。

区民への食中毒防止に関する情報提供は、現在、「ねりま食品衛生だより」、区報、ホームページ、母親学級等で実施しています。区民に食中毒予防の普及啓発を継続的に実施していくと同時に、意見交換が行える場も積極的に提供していく必要があります。

#### [施策の方向]

## (1) 食中毒対策事業の整備

① 大規模食中毒対応マニュアルの充実

練馬区健康危機管理マニュアル(食中毒編)に加え、感染症も疑われる場合の調査 について、充実を図ります。感染症を所管する課と共同で施設や個人に対する調査書 式を整備し、マニュアルを作成します。

- ② 大規模食中毒発生時の検査体制の整備 練馬区衛生試験所で検査可能な食中毒起因菌の検査項目をリストアップし、原因物 質確定後の取り扱いをマニュアル化します。
- ③ 区民への食中毒予防の普及と啓発

区報、ホームページ、「ねりま食品衛生だより」、母親学級等をとおして、食中毒予防の普及啓発を継続的に実施していきます。また、出前講習会や講演会等を開催し、 意見交換のできる機会も提供します。

## 安全な衛生環境を確保する

### 1 営業施設等の衛生環境の確保

食品関係営業者、医務薬事関係営業者、環境関係営業者等に対しては、従来から法令 等による規制や監視を行うことにより、営業施設等の衛生環境の確保が図られてきました。

食品衛生関係では、平成15年に食品安全基本法が成立し、食品衛生法の改正が行われました。これに伴い、食品衛生行政にリスク分析手法が取り入れられ、国および地方自治体の役割、食品事業者の役割が規定されました。地方自治体の責務として「教育活動を通じた正しい知識の普及」「情報の収集・整理・分析・提供」等が規定され、住民からの意見を聴取した上で、食品衛生監視指導計画を策定・公表すること等が定められました。食品等事業者に対する規制行政にとどまらず、自主的衛生管理の確立を目的とした視点や、他の行政機関からの情報収集や提供による総合的な食の安全・安心確保も求められています。

環境衛生関係では、社会状況に適合した、重点的で迅速な監視体制の確立が必要です。 また、自主管理体制づくりを進め、営業者自らが衛生水準の向上に取り組めるように支援します。さらに他の部署や行政機関と連携した対応も求められます。

## [現状と課題]

食品等事業者は件数も多く、一律に監視指導を行うことは困難です。従って、その時々の問題に対応し、対象となる業種を抽出して計画的に事業を実施していくことが必要です。

また、食品衛生法の改正により、食品等事業者の役割が規定されましたが、その周知は徹底されていません。東京都でも食品安全条例を制定して自主管理認証制度を設けましたが、現段階では認知度は低く、練馬区内に認証を受けた施設はありません。自主的衛生管理の確立のためには、今後様々な取り組みが必要です。

食品の検査では、広域に流通する食品や健康食品のように検査項目の設定が難しい食品については、基礎的自治体で実施すること自体が効率的でない場合もあります。国や東京都が実施した検査結果等の情報収集に努め、区民や区内事業者等に情報提供を行う視点も必要となります。

環境衛生関係営業施設は、種類も多く、また、営業形態が変化してゆくものもあり、 計画的、重点的な監視体制が必要とされる一方、苦情相談等への迅速な対応も必要とさ れます。

医薬分業の進展に伴い、薬局の増加が見込まれます。医薬品に関する専門的な知識を 持った薬事監視員の養成が必要です。医薬品販売業においては、営業時間中に薬剤師が 不在となることがないように監視指導する必要があります。 医薬品成分を含有する健康食品は、食品衛生担当者と東京都の協力のもと、対応しなくてはなりません。和歌山ヒ素カレー事件やアジ化ナトリウム入りお茶事件等、毒物劇物を使った事件が過去に世間を騒がせましたが、最近はテロ行為を未然に防ぐためにも 毒物劇物の適正な保管管理が求められています。

さらに、健康食品には、医学、栄養学の根拠のあるものから、健康との関わりが疑わ しいものまであり、虚偽誇大広告や表示違反により、事件等が起きています。正しい情 報を迅速に区民に提供していくことが求められています。また、企業に対しては、紛ら わしい、誤解を招くような表示や内容と異なった表示が多く、適切な指導をすることに より、健康被害の拡大の防止を行うことが求められています。

### [施策の方向]

### (1) 食品営業者への指導の実施

### ① 食品等事業者に対する指導の充実

練馬区食品衛生監視指導計画を策定し、食中毒が発生しやすい業態や食中毒発生時に大規模な患者発生につながる集団給食施設、規格基準の定められた食品添加物を使用する製造業等を重点業種として、飲食に起因する健康危害や違反を未然に防止することを目的に、一斉監視指導を実施します。また、食品等事業者を対象とした講習会を実施し、監視結果をふまえた注意指導や最新の食品衛生に関する情報を提供し、食品等事業者に対する指導を充実します。

#### ② 自主管理体制の積極的推進

食品衛生推進員や練馬区食品衛生協会と連携し、自主管理の確立を目的とした指導や情報提供を実施するとともに、東京都自主管理認証制度に関する情報を提供します。

#### ③ 輸入食品安全情報の収集と対策の実施

輸入食品の安全確保をはかるため、検疫所や東京都健康安全研究センターからの 情報収集を実施し、区民に情報を提供します。また、必要に応じて、一斉監視の際に 検査を実施します。

#### (2) 特定給食施設指導事務

特定給食施設等の事業形態も、直営、委託、部分委託、院外給食等様々な形態になり、 また、個々人に対応した食事や、選択食の提供等、給食内容も複雑になり、給食施設、 管理体制を確立するための指導が求められています。

特定給食施設等において、乳児から高齢者の施設で、栄養管理、調理作業管理、材料管理、施設管理、業務管理、衛生管理、研修、労働安全管理、危機管理を自主管理できるように指導・助言して喫食者の健康管理の充実を図ります。

## (3) 「健康志向食品」等の表示の適正化指導の充実

健康食品の安全性・有効性や食品の表示について、健康増進法、食品衛生法、薬事法に基づき、企業に対して、健康被害の防止のため、区報やホームページ、講習会等で情報提供します。企業に対しては、安全な製造・表示をするように指導・助言をしていきます。

### (4) 薬事監視事務

① 医薬品販売業の監視の充実

医薬品販売業の薬剤師在籍率を高めるため、監視データを活用し、監視の効率化を図ります。従来どおり講習会または資料配付を実施します。

② 薬局監視の充実

専門的な知識を持った薬事監視員を養成し、施設の監視指導を充実するとともに、 薬局管理者を対象に、講習会または資料配付を実施します。

③ 医薬品の収去検査

応をはかります。

収去検査については、都区間で協議調整し、重複がないようにします。

④ 医薬品を含有する健康食品の迅速な対応 健康被害のあった健康食品については、区民への情報提供、成分分析等、迅速な対

⑤ 管理医療機器販売業の届出の徹底

廃止している施設があると思われるので、まず実態把握を行います。その上で届出 の徹底を指導します。

#### (5) 毒物劇物販売業者の登録、監視指導事務

私たちのまわりには様々な化学物質があふれています。なかでも「毒物及び劇物取締法」に規定する毒物・劇物については、その取り扱いが厳しく規制を受けています、盗難、悪用、漏洩等のないよう販売業者、取扱業者を十分に監視指導する必要があります。

① 非届出業務上取扱者の実態把握 届出をしない業務上取扱者の実態把握を実施します。取扱品目のデータベース化を 図ります。

② 事件・事故の際の迅速な対応

「健康危機管理マニュアル」に基づき、迅速に対応します。

#### (6) 医療監視事務

平成17年4月から、医務担当と薬事担当が統合され、医務薬事係となりました。監視 業務を担当する係の一本化で監視業務を効率よく継承できる体制を作っていきます。

# (7) 環境衛生指導事務(監視指導事務)

理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、旅館業法、興行場法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法、プールの規制に関する条例及び練馬区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱に基づく許可、届出、監視指導事務を行っています。これらの環境衛生関係営業施設に対し、法を遵守し、不適合の施設については、改善指導を行います。

施設利用者の衛生的安全を確保するため、不適合施設の改善、減少を図らなければなりません。

### 2 安全な生活環境の確保

区民が安心して暮らせるためには、安全な生活環境の確保が必要です。

食品衛生行政においても、従前から「食の安全」の確保に取り組んできましたが、区民の「食の安心」の確保が新たな行政課題となりました。平成15年の食品衛生法の改正により、地方自治体の役割にリスクコミュニケーション機能が加わりました。「食の安心」を確保するためには、行政が可能な限り透明化を図る必要があります。そして区民が必要とする情報が得られ、さらには意見交換のできる環境の整備が求められます。

環境衛生行政においては、多数の区民が利用する建築物内環境、給水施設、飲料水関連、住居衛生等に関する生活衛生事務も取り扱っています。区民が利用し、生活している場の衛生的環境の確保が求められています。

また、私たちの周りには、普段の生活ではあまり意識することはありませんが、ねずみや昆虫など多くの生き物たちが生きています。その中には少ないですが、人間に害をもたらす生き物もいます。

区では、人間に害を及ぼす恐れのある生き物としてねずみ対策に取り組んでいます。 また、害を及ぼさないまでも大量に発生して不快な思いをさせる昆虫などの対策も併せて行っています。

### [現状と課題]

食品衛生行政は規制行政の一面を有するため、非公開部分も多いのが現状です。区民の食の安全に対する関心が高まる中、区が実施している食品等事業者に対する監視指導についても可能な限り透明性を確保する必要があります。監視指導計画に区民の意見を反映でき、区民が可能な限り実態を把握できる体制が求められます。

また、食の安全に関する情報提供は、行政側が必要と判断し、伝えたい情報を提供する場合がほとんどです。区民が必要とする情報を区民の求めに応じて提供できる体制を構築することが課題となります。さらには、一方的な情報提供にとどまらず、意見交換の行える場の提供も必要です。

環境衛生については、生活衛生に関する指導、相談対応においては、的確で説得力を 持つために、正確なデータが必要であり、そのための体制整備が求められています。

#### [施策の方向]

- (1) 食品衛生に関する情報提供と意見交換
  - ① 食品衛生監視指導計画の策定とリスクコミュニケーション 次年度の監視指導計画案を作成・公表し、パブリックコメントを求めます。また、 意見交換会も実施し、計画に区民の意見を反映させます。決定した監視指導計画を公 表し、実施結果についても公表を行います。
  - ② 区民への食品衛生についての普及啓発、情報提供の実施

区報、ホームページ、「ねりま食品衛生だより」、練馬まつり等の行事、食品衛生週間のパネル展示で食品衛生についての情報を提供します。また、出前講習会や講演会を実施し、情報の提供と併せて意見交換の行える場を提供します。

### ③ 食の安全・安心シンポジウムの実施

「食の安全・安心シンポジウム」を年1回実施します。区民が不安を抱く食品衛生に関するテーマを設定し、専門家による基調講演による情報提供を行うと同時に、パネルディスカッションを通じて様々な立場から意見交換を行い、区民の食の安心の確保を図ります。

## (2) 環境衛生指導事務(生活衛生に関する事務)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく届出、検査測定、指導を行っています。また、水道法および練馬区小規模給水施設の衛生管理指導要綱に基づく確認、指導相談事務を行っています。住居衛生、室内空気環境の相談、測定事務も行っています。これらの事務は、検査機器検査体制等を整備し、データに基づいた対応ができるよう、より一層の充実が求められています。また、区民への正確な情報提供が求められています。

## (3) そ族昆虫等駆除対策事業

人間に害を与えるそ族昆虫の代表がねずみ、ドクガ類、蚊です。

これらは、人体にとどまらず、精神的にも悪影響を与えます。区では、そ族昆虫対策の基本的対応として薬剤(化学物質)をなるべく使用することなく、環境改善による方法を情報提供することで、そ族昆虫の発生を防ぐようにしています。やむなく薬剤散布を行う場合は、最低限度の薬剤を使用するように指導しています。

しかし、都市部で生活を送ってきた人たちの多くは、自分でそ族昆虫駆除ができる人 とできない人に二極化する傾向がみられます。

環境改善はある程度の労力を必要とするのに対し、薬剤散布は、簡単に済むため、後者を選びたくなります。高齢化社会の現在、今後は薬剤(化学物質)の情報も併せて発信し、自己責任のもとその散布を行うこととします。

ついては、薬剤(化学物質)が人体に与える影響を認知してもらうように働きかけていきます。薬剤で駆除することだけでなく、人体に害の無い昆虫は、できる限り共存共栄していくことも周知していきます。

### ① ねずみ族

近年特に問題となっており、衛生的にも決してよい生物ではなく、食べ物や家屋 をかじるなどの被害をもたらします。被害に遭う前に防除を心がけてもらうように、 区民に対しては、ねずみの防除方法や駆除方法のリーフレットを作成して窓口で配 布するほか、ホームページや区報に啓発記事を掲載し、内容の充実を図っていきます。

また、近隣の人たちとできるだけ話し合い、同じようなことで困っている場合は、 地域で協力し合って対応していくことを働きかけていきます。

### ② 樹木害虫

区内には多く緑があり、木々の中には、人間に害を及ぼす毛虫の発生が毎年あります。

区民に対しては、毛虫の防除や駆除の方法を、ホームページや区報に掲載していきます。毛虫が発生しやすい樹木を周知するなど記事の内容の充実を図り、大量発生しないように普段からの庭木などの手入れをお願いしていきます。

### ③ 衛生害虫(蚊等)

米国で発生したウエストナイル熱のウィルスを媒介する生物として、蚊は近年 注目されています。蚊の発生には水溜りが必要です。区内の雨水ますの調査を行い、 発生源を常に把握できるように努めていきます。また、個人の家庭に対しては蚊の 発生予防方法などの情報を区報やホームページを通して提供していきます。

### (4) 動物愛護普及事務

ペット動物(特に犬)の飼い主には、動物の適正な飼養を啓発するパンフレット等を 狂犬病の集合注射等の機会を通じて配付するほか、区報・ホームページを通して啓発を 進めていきます。特にペットのフンによる苦情が増加傾向にあるなかで、しつけについ ての情報提供を充実させるため、練馬区獣医師会の協力を得て検討していきます。さら に、ボランティアと区民との協力体制を整備し、ボランティアによる動物のしつけ教室 なども検討していきます。また、練馬区獣医師会の協力を得て実施しているペット動物 無料相談についても引続き実施するほか、被災時におけるペット同行避難にあたって留 意事項をとりまとめ、マニュアルとして整備していきます。

最後に、猫の去勢・不妊手術費用の助成制度については、引続き実施を予定しています。

#### (5) 薬物乱用防止活動費の助成事務

東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会の地区活動や全区的な普及・啓発活動を強化するとともに、教育機関や警察署等の関係部署との連携を深めていきます。

## (6) 有害物質を含有する家庭用品検査の実施

日常使用する繊維製品や住宅用洗剤などの家庭用品には、広く化学物資が使用されていますが、これらの化学物質のうち健康に有害な物質は使用が規制されています。

有害物質を含有する家庭用品の監視・指導および検査は、都区制度改革により、平成

12年4月から区に業務移管されました。区衛生試験所では、移管された検査項目のうち、現状で検査が可能な項目から開始し、測定機器を整備しながら順次検査項目の拡充を図っています。